

## 令和2年度 第2回鎌ヶ谷市文化財審議会会議録

開催日時 令和3年3月26日（金） 午後2時30分～

開催場所 鎌ヶ谷市役所庁舎6階 第4委員会室

出席委員 佐藤武雄委員長、小川浩副委員長、石神裕之委員、金出ミチル委員、  
高見澤美紀委員

事務局 皆川教育長、小松崎文化・スポーツ課長、後野文化係長、  
大竹主任主事

傍聴者 なし

### 1 開会

### 2 あいさつ

皆川教育長

佐藤委員長

### 3 議題

会議録署名人の選出について

会議録署名人に石神委員・金出委員を指名（名簿順）

### 【協議事項】

#### （1）指定文化財の種別の検討について

事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑〕

佐藤委員長：文化財の指定種別の整理は、県の指導なのか。

事務局：県の指導ではない。昭和に指定された市指定文化財の分類の中には、現在文化庁が示している分類とそぐわない部分があるため、文化財保護法に基づいた分類に従って統一していくことで、今後、事務手続きなどで混乱がないようにしたいと考える。

小川副委員長：整理の上では現行の分類に合わせておいた方が良いでしょう。

どう分類するかは、考えなくてはいけない。

第3号魚文の句碑は、史跡か民俗のどちらに分類するか。

事務局：魚文の句碑については、江戸時代の木曾路名所図絵に鎌ヶ谷大仏と共に描かれており、当時からそこにあるという価値も位置付けられるのではないかと考えている。そのため、史跡とすべきか、美術工芸品とすべきか迷ったところである。

小川副委員長：第3号魚文の句碑と第21号道標地蔵では、同じようなものでも性格が少し違う。魚文の句碑のように他に史料があるのであれば、第3号は、史跡〈民俗〉ではなく、有形文化財（美術工芸品）で分類し、第21号は、歴史資料というよりは、民俗資料とした方が良いと考える。

文化財の内容で判断した方が、後で混乱が起きないのではないかと。

石神委員：小川副委員長の発言のとおり、指定理由に基づいた分類になるのではないかと。非常に難しいところで、第3号であれば歴史的な経緯があるという理由と、場所性というものがあるのであれば、確かに史跡の可能性はあるのではないかと。

事務局：指定理由の確認のため、指定書を準備させていただく。

※事務局が準備している間に、第1号から第31号の中で確認が必要なものと、問題ないものを選別。

別添資料①の分類案で問題ないとされたもの

第1号、第2号、第4号、第6号、第14～第16号、第18～第20号、第22号、第24～第31号

指定書の確認等が必要とされたものについて、1件ずつ確認を行う。

事務局：第3号魚文の句碑については、指定分類に有形民俗と記載されているが、明確な指定理由は記載がない。ただし、最初に民俗資料として取り扱われ、指定された経緯がうかがえる。

魚文の句碑は、道標とともに、魚文が詠んだ句が書かれているところが一つの評価としてある。

石神委員：場所は動いていないのか。

事務局：土台がコンクリートになっているが、場所は変わっていない。

小川副委員長：道標として、有形民俗文化財の扱いで良いのではないか。

石神委員：捉え方次第で、有形民俗でも史跡でもどちらでも通るものだと思う。

高見澤委員：相対的意味合いを持つものということであれば、どちらに重きを置くかということ判断をすればよいだろう。句はどのような内容なのか。

事務局：魚文の詠んだ句は「ひとつ家へ 人を吹き込む 枯野かな」である。

小川副委員長：魚文の句が残っていて、鎌ヶ谷市の状況がわかるということで説明がつくので、史跡のほうが良いのではないか。

※第3号は記念物（史跡）に分類

事務局：第5号駒形大明神については、指定書には、一社、木造約3平米の祠となっている。理由書はないが、請願書には牧士清田勝定が、切り殺した馬を祀ったところで、鎌ヶ谷町周辺で馬の信仰に関わっているものとなっている。信仰という形で請願されている。

石神委員：無形民俗文化財にしてしまうと、祭祀などが毎年行われている必要がある。実態としてあるのが社なので、有形にしておかないと整合性が取れない。

事務局：清田家の墓地の隣にあるという位置付けもある。

石神委員：あまり固定的な意味合いを付与しないほうが良いということであれば、史跡としておいた方が良いのではないか。

※第5号は記念物（史跡）に分類

事務局：指定理由は、第7号、江戸時代から明治にかけての女子の遊びがほとんど記録されており、当時の女子風俗を知る貴重な資料である。第8号、往来物の中でもっとも有名で、浅海家に古くから伝わるものである。

※第7号、第8号は有形文化財（美術工芸品）歴史資料に分類

事務局：第9号について、碑は光圓寺の中で移動されている。

石神委員：光圓寺境内での移動であれば史跡として問題はない。

※第9号は記念物（史跡）に分類

※第10～第13号は有形民俗文化財に分類

金出委員：第17号に板碑とともに、五輪塔が含まれているが、五輪塔と宝篋印塔、鳥居について、文化庁によれば建造物の扱いになる。個別であれば建造物に分類される。

石神委員：時代性もある。板碑とあわせての評価なので、今回はこのままでよいと考える。

事務局：妙蓮寺の五輪塔は一石五輪塔であり、時代としては新しいと考えられる。

※第17号は有形文化財（美術工芸品）考古資料に分類

※第21、第23号は有形民俗文化財に分類

## （2）文化財保存活用地域計画について

事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑〕

石神委員：市として活用していく文化財を、何に重きを置くかが大事である。想定しているのは、国史跡である捕込、野馬土手、また大仏などか。

事務局：澁谷家住宅も考えている。

石神委員：ストーリー性が文化庁でも重視される。

保存するということが目的ではなく、核になる文化財が他の文化財を発見する契機になる、生きるということが大切で、最終的には20年後位に、価値を持った市民の資産として活用できるかどうか重要である。

核を使って話がまとまるかどうか。それぞれの文化財に繋がりをつけられるかどうか。牧関連は、国指定なので重要かと思うが、それを使って何がなせるのか。

「谷津と台地」の町というのは分かりやすいと思う。「願いの形」というのは分かりにくい。文化庁には伝わらない。おそら

く牧を中心にして開墾の話も含めたほうが良い。谷津の文化の中に庚申だとか、祈りの形も入ってくるだろうから、そちらの方向でまとめたほうが良いだろう。「道」についても良いと思う。核としては、丸屋などもあるので、街道の話が良いのではないか。

金出委員：項目に挙げられている遺産は、鎌ヶ谷市らしいものだと感じた。気になるのは、非日常に関わる人が多いという点である。時代も今日からだいぶ遡り、特殊な例が挙げられていると感じる。今、街を歩いていて文化財だと思うのは、農村の建物や、商業が栄えた街道沿いの商店街である。最後の項目「4むら・まち・市へ」が、項目1. 2. 3全体に対して関わってくる大きな項目だと思う。今日の社会を舞台として描けるとよい。5～6千年前から、継続してここに人が住んでいたということ、今地表に見える町や村、都市を対象とし、その歴史の中の拠点として、身近なものと感じられるように扱っていければよいと思う。現代までということで、都市開発、集合住宅（50年前の団地）なども含められると面白い。

小川副委員長：小学生などを対象にして、澁谷家住宅を拠点とした畑作業などの体験学習も考えていけるとよい。澁谷家住宅からは民具も多く見つかっており、これらを活用しないともったいない。

高見澤委員：区分けする際には、ストーリーごとの関連性を視野に入れたほうが良いと感じた。その際、市の文化財を、まず、どの区分けにあたるか分類し、そこにプラスして関連文化財として、未指定のもの、そこまでいかないものを取り込んでいくと、広がりも出てくる。文化財を核にしながらか進められる。その時に牧場の側面からみると、牧があったからこそ駒形大明神の信仰があり、陸軍との兼ね合いが出てきて道ができる、開墾の話にもつながる。すべてに、牧があったからなんだというところに集約できる。

事務局：第4章を中心にいただいたご意見を参考に、学芸員で話し合っ

ていきたい。

(3) 埋蔵文化財包蔵地について

事務局より会議資料に沿って報告した。

〔質疑〕

高見澤委員：中野牧と下野牧で、大込土手と大込野馬土手というように名前が違っていると、外から見たときに何か違いがあるのかという疑念が生まれると思うのだが。もう一点は、勢子土手であるということは明確に区別ができるのか。

事務局：牧の中にある土手を勢子土手と考えている。

石神委員：名称は大事である。歴史的には正しい名称があるのか。

高見澤委員：名称は一定のものがないので、埋蔵文化財包蔵地の名称ということで、この会議で決定すればよいと思うが、千葉県や船橋市との差異をどう捉えるかというところである。

石神委員：遺跡の種別によって分けることになると考えられる。

包蔵地として、遺跡名称の枝番付をする際には、あまり細かく名称を付けないほうが良いが、野馬土手とした方が周りの市区町村含めて分かりやすいということであれば、名称を使用するのは問題ないと思う。

事務局：中野牧としては大込土手としているが、下野牧は船橋市が最初に大込野馬土手という名称を使っていたことで、それに合わせる形で名称の違いができてしまった。鎌ヶ谷市としては、大込土手で統一したいとも考えたが、鎌ヶ谷市と船橋市で同じ土手を指しながら、市境で違う名称になってしまうという問題もあるため調整が必要である。

高見澤委員：今後、包蔵地として番号をつけて行くということであれば、正式な名称として使っていくということなので、鎌ヶ谷市として中野牧も、下野牧も大込土手とすることも問題ないのではないか。

小川副委員長：野田市や、流山市でも大込野馬土手という名称は使われていな

いと思う。

石神委員：牧関連遺跡というように、大きく捉えた名称にして番号をつける方が好ましいと思う。遺跡の包蔵地なので、基本的に照会に際し野馬土手なのかそうではないかの回答が必要なので、そこに解釈付けを入れる必要はないと考える。

事務局：勢子土手と、野馬除土手をあえて区別している点については、勢子土手は堀が伴わないが、野馬除土手は堀が伴うという点で、発掘調査が必要かどうか判断している。窓口の照会では埋蔵文化財専門員であればすぐに判断できるが、事務担当者が対応することも多く、野馬土手の種別が、名称で認識ができれば、判断材料の一つになる。野馬除土手であれば、土手は消滅していても堀があるはずなので発掘調査が必要だという説明ができ、勢子土手であれば土手がなければ消滅しているため、慎重工事の取り扱いというように対応ができる。

石神委員：市が埋蔵文化財の事務取扱を行う上で、必要であれば問題ないと思う。

金出委員：鎌ヶ谷市で、大込土手、大込野馬土手と分けて使用してしまうと、土手の性格も違いがあると感じてしまうので、市内では統一したほうが良いと思う。

野馬土手の中で、違う種類のものが交差する場合もあると思うので、野馬土手で統一し、番号を付け、市民に向けての説明の際に、土手の種類を説明できるようにする方が良いかもしれない。

#### 【報告事項】

- (1) 令和2年度文化財保護主要事業について  
事務局より会議資料に沿って説明した。  
〔質疑なし〕
- (2) 令和3年度文化財保護主要事業について  
事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑なし〕

(3) 鎌ヶ谷市総合基本計画について

時間の関係で、次回会議で報告する旨事務局より説明

(4) 国史跡下総小金中野牧跡周知普及事業について

事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑なし〕

(5) その他

事務局より会議資料に沿って説明した。

〔質疑なし〕

閉会

【会議終了】

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証する。

令和3年 5月28日

署名人 石神 裕之

金出 ミチル